

新潟県危険物安全協会十日町地区支会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、新潟県危険物安全協会十日町地区支会（以下「支会」という。）と称する。

(事務所の位置)

第2条 支会の事務所は、十日町地域消防本部内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 支会は、公益財団法人新潟県危険物安全協会（以下「県協会」という。）と連携、協力して県協会の目的及び事業の遂行を推進するとともに、会の円滑な運営と会員相互の親睦発展を図りながら、危険物の自主的な安全管理体制の充実強化を促進することにより、危険物災害を未然に防止し、もって社会公共の安全に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 支会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 危険物に係る安全管理思想の普及及び啓発に関すること。
- (2) 危険物に係る災害の防止に関する調査及び研究に関すること。
- (3) 危険物に係る講演会、講習会及び研修会の開催に関すること。
- (4) 危険物安全管理功労者の表彰に関すること。
- (5) 危険物関係資料の刊行、配布に関すること。
- (6) 県協会が実施する事業所への連携、協力及び連絡調整に関すること。
- (7) その他この会の目的達成に必要な事業に関すること。

第3章 会員

(会員)

第5条 支会の会員は、次の各号に掲げる者で、会費（入会金を含む。）を納入したものとす
る。

- (1) 十日町市又は津南町において、危険物を製造し、貯蔵し、販売し、又は取り扱う事業
所
- (2) この会の目的に賛同する事業所又は個人

第4章 役員

(役員)

第6条 支会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-------|
| (1) 支会長 | 1人 |
| (2) 副支会長 | 2人 |
| (3) 理事 | 15人以内 |
| (4) 監事 | 2人 |
| (5) 幹事 | 2人以内 |

(役員等の選任及び職務)

第7条 支会長及び副支会長は、理事会において推薦し、総会の承認を得て選任する。

- 2 理事及び監事は、総会の承認を得て選任する。
- 3 幹事は、支会長がこれを委嘱する。
- 4 支会長は、支会を代表し、会務を統括する。
- 5 副支会長は、支会長を補佐し、支会長事故あるときはその職務を代理する。
- 6 理事は、理事会を構成し、業務の執行に当たる。
- 7 監事は、会務の状況及び会計を監査する。
- 8 幹事は、庶務及び会計事務を担当する。
- 9 役員は、相互に兼ねることができない。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 3 欠員補充又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(報酬等)

第9条 役員は、無報酬とする。

- 2 会議等の支会事業に出席した役員に対し、旅費を支払うことができる。

(顧問及び参与)

第10条 支会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の推薦に基づき支会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、支会長の諮問に応じて意見を具申する。

第5章 事務局

(事務局)

第11条 支会に事務局を設け、事務局員を置く。

2 事務局員は、支会の事務局業務を行う。

第6章 会議

(会議の種別及び開催)

第12条 支会の会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は、年に1回開催し、理事会は、随時開催するものとする。ただし、必要があるときは、臨時に総会を開催することができる。

(総会)

第13条 総会は、理事会の決議に基づき支会長が招集し、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事。
- (2) 予算及び決算に関する事。
- (3) 会則の改廃及び各種規定の制定、改廃等に関する事。
- (4) 支会長、副支会長、理事及び監事の選任又は解任に関する事。
- (5) その他支会運営に係る重要事項に関する事。

2 総会の議長は、支会長がこれに当たる。

(理事会)

第14条 理事会は、支会長が招集し、次の事項を決議する。

- (1) 総会の開催及び提出すべき議案に関する事。
- (2) 緊急を要し、支会長が総会を招集する暇がないと認めたときで、総会の決議を要する事項に関する事。
- (3) 支会長及び副支会長の推薦に関する事。
- (4) その他支会長が必要と認めた事項に関する事。

2 前項第2号に関する事項は、直近の総会に報告し、承認を得るものとする。

3 理事会の議長は、支会長がこれに当たる。

(決議)

第15条 会議は、構成する会員又は役員の過半数が出席しなければ開催することができない。ただし、会議に出席できない者は、権限を出席者に委任することができるものとし、この場合はこれを出席者とみなす。

2 会議の決議は、出席者の過半数をもって行う。可否同数のときは議長が決するところによる。

(議事録)

第16条 会議の議事については、議事録を作成する。

第7章 会計経理及び会費

(事業年度)

第17条 支会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第18条 支会の事業計画及び予算は、支会長が作成し、総会の決議を得るものとする。

(事業報告及び決算)

第19条 支会長は、事業年度ごとに事業報告及び決算の関係書類を調製し、監事の監査を受け、総会の決議を得るものとする。

(経費)

第20条 支会の経費は、会員の会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会費)

第21条 会費は、次に定める加入区分、従業員数加算及び県協会費区分の額の合算とする。

(1) 加入区分

ア 危険物の販売を業とする事業所	2,500円
イ 危険物施設を有する事業所で前号に掲げる以外の事業所	1,500円
ウ 危険物施設を有する個人	1,500円
エ 危険物施設を有しない事業所及び個人	700円

(2) 従業員数加算（危険物の取扱いに従事する者の数）

ア 3人～10人	500円
イ 11人以上	1,000円

(3) 県協会費区分（危険物の取扱いに従事する者の数）

ア A：2人以下	2,000円
イ B：3人以上 10人以下	4,000円
ウ C：11人以上 50人以下	10,000円
エ D：51人以上100人以下	15,000円
オ E：101人以上	30,000円

2 入会金 1,500円

3 会費は、会費納入通知書を受領してから30日以内に納入するものとする。ただし、入会金は、入会時に納入するものとする。

第8章 加入・退会

(会員の加入)

第22条 本会に入会しようとする者は、別記様式第1により届け出るものとする。

(退会)

第23条 会員が退会しようとするときは、別記様式第2により届け出るものとする。

第9章 補則

(委任)

第24条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、総会の承認を得て支会長が別に定める。

附 則 (平成25年3月6日)

- 1 この会則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 財団法人新潟県危険物安全協会十日町地区支会会則（平成17年4月1日）は、廃止する。

附 則 (平成28年5月17日)

この会則は、平成28年5月17日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

様式第1 (第22条関係)

新潟県危険物安全協会十日町地区支会入会申込書

年 月 日

新潟県危険物安全協会十日町地区支会長 様

申 込 者

〒

所 在 地 _____

事業者名 _____

代表者名 _____

貴会の趣旨に賛同し入会したいので、入会金及び初年度会費を添えて申し込めます。

製造所等の所在地	
製造所等の区分	
危険物取扱従事者	
入 会 金	円
会 費	円
備 考	

様式第2（第23条関係）

新潟県危険物安全協会十日町地区支会退会届

年 月 日

新潟県危険物安全協会十日町地区支会長 様

申 込 者

〒

所 在 地 _____

事業者名 _____

代表者名 _____

下記の理由により、貴会を退会します。

製造所等の所在地	
製造所等の区分	
退 会 理 由	
備 考	